平成２６年（再ロ）第１号

北海道白老郡白老町栄町３丁目４番１号
再生債務者　後藤　孝則
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年12月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年１月15日まで
平成26年12月18日
札幌地方裁判所室蘭支部再生係

平成２６年（再ロ）第４号

北海道旭川市高砂台３丁目７番38号
再生債務者　佐藤　保幸
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年12月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年１月16日まで
平成26年12月17日　旭川地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第８号

京都府向日市上植野町大田２番地の８
再生債務者　吹田　浩二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年12月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年12月16日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２６年（再ロ）第３号

岡山県倉敷市日吉町280番地５
再生債務者　二階堂恭生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年12月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年12月17日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２６年（再ロ）第２９号

大阪府大東市緑が丘１丁目６番14号
再生債務者　髙橋　典之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年12月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年12月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第２号

広島県尾道市因島田熊町1128番地15
再生債務者　古谷野正光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年12月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年12月17日　広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（再ロ）第２号

山口県下関市西大坪町３番12－402号　ブルーハイツ
再生債務者　大倉　秀子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年12月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年12月17日
山口地方裁判所下関支部再生係

平成２６年（再ロ）第１０号

埼玉県ふじみ野市亀久保1708番地38
再生債務者　浅野　　裕
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年12月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年12月18日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再ロ）第１号

島根県安来市早田町158番地
再生債務者　松原　晶代
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年12月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年12月18日　　松江地方裁判所民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成27年１月５日　　高知県教育委員会
1　失効した免許状
本　籍　地　高知県
氏　　名　竹崎　元親
生年月日　昭和49年１月４日
免許状の種類及び番号
(1)　中学校教諭一種免許状（社会）
平８中一第23307号
(2)　高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
平８高一第25401号
(3)　高等学校教諭一種免許状（商業）
平15高一第22号
授与年月日　(1)・(2)　平成８年３月31日
(3)　平成15年７月31日
授与権者　(1)・(2)　東京都教育委員会
(3)　高知県教育委員会
2　失効年月日　平成26年12月12日
3　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十七年四月一日であり、甲の評議員会の承認決議は平成二十六年十一月二十六日に、乙の評議員会の承認決議は平成二十六年十一月二十五日に、丙の評議員会の承認決議は平成二十六年十一月二十六日に、丁の評議員会の承認決議は平成二十六年十一月二十七日に、及び戊の評議員会の承認決議は平成二十六年十一月二十八日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　http://www.hitachi-zaidan.com/odaira/index.html
(乙)　http://www.hitachi-zaidan.com/kurata/index.html
(丙)　http://www.hitachi-zaidan.com/kankyo/index.html
(丁)　http://www.hitachi-zaidan.com/shogaku/index.html
(戊)　http://www.hitachi-zaidan.com/mirai/index.html
平成二十七年一月五日
茨城県日立市幸町三丁目一番一号
(甲)　公益財団法人小平記念日立教育振興財団
理事長　田中　幸二
東京都千代田区丸の内一丁目六番一号
(乙)　公益財団法人倉田記念日立科学技術財団
理事長　小豆畑　茂
東京都千代田区丸の内一丁目六番一号
(丙)　公益財団法人日立環境財団
理事長　小豆畑　茂
東京都千代田区丸の内一丁目六番一号
(丁)　公益財団法人日立国際奨学財団
理事長　谷垣　勝秀
東京都千代田区丸の内一丁目六番一号
(戊)　公益財団法人日立みらい財団
理事長　葛岡　利明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十七年二月二十三日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙及び丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、この合併に伴う甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月六日
掲載頁　四十二頁（号外第一二六号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月二十四日
掲載頁　八十頁（号外第一六四号）
(丙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月二十四日
掲載頁　八十頁（号外第一六四号）
平成二十七年一月五日
埼玉県春日部市大場二〇二番地
(甲)　東彩ガス株式会社
代表取締役　飯島　徹
埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目一四番一号
(乙)　東彩設備株式会社
代表取締役　吉田　聡
埼玉県春日部市大場二〇二番地
(丙)　株式会社ガスプラザ東彩
代表取締役　関根　輝久